

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 NPO法人ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:  
Pacific Campaign for Disarmament and Security)  
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号  
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp  
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号:00250-1-41182 加入者名:特定非営利活動法人ピースデボ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

129 00/12/15

¥200

米、再度の核態勢見直しへ

## 聖域に挑戦できるか

NGO、介入をめぐって議論

6年ぶりに米国の核態勢見直し(NPR、ニュークリア・ボスチャー・レビュー)を行うことが決定した。2001年米国国防認可法によると、2001年12月までに、米国防長官は議会に対して新しいNPR報告書を提出しなければならない。冷戦後の抜本的見直しを目指しながら失敗した94年のNPRを繰り返さない条件が整っているとは思われない。しかし、米核兵器政策が現在の混迷から脱する好機には違いない。NGOの関わりをめぐって議論が始まっている。

### 大統領候補の公約

米国大統領選挙の中で、ブッシュ陣営もゴア陣営も核兵器政策の見直しを公約した。『アームズ・コントロール・トゥデイ』誌が行ったアンケートのなかで、保持すべき戦略核弾頭数についての質問に答えて両候補は次のように回答した。(同誌2000年9月)

ブッシュ 冷戦時代の標的設定は、もはや保有核兵器を決める前提にはならない。大統領として私は、核戦力態勢の評価を行い、安全保障の必要性に応える最善の方法を決定するよう国防長官に求めるつもりである。核兵器の正確な数についてはそのような評価を待たなければならないが、私は国家安全保障に必要最低限の水準を追求する。

ゴア ロシアが経済的事情で、あの(ヘルシンキ合意)レベル以下に一方的に下げたいのであれば、そしてよいし、そうすべきである。しかし、米国がそうするためには、今まで軍部の計画を律してきた公式の核ドクトリンを徹底的に再吟味

しなければならない。大統領として、私はこのような見直しを主導し、その過程に深く関与したい。

今回の大統領選挙では米国の安全保障政策が、重要な争点の一つになっ

ている。それは、ミサイル防衛を巡って両陣営が鮮明に対立しているからである。残念ながら、対立は是か非かのレベルではなくて、軍備管理上の方法論の問題であり、システムの構想レベルの問題である。しかし、この違いは核兵器につ

### ロシアの核削減攻勢

## 意図と実体は吟味が必要

ロシアのプーチン大統領は、11月13日の声明で、ABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)の保持を前提にして、米国のミサイル防衛構想を牽制しながら、戦略核弾頭数の上限をこれまで提案してきた米ロ各1,500発よりさらに削減する用意があることを表明した。各1,000発の用意があるとの政府筋の情報もあるが、プーチン大統領は具体的な数には明確には触れていない。プーチン大統領の声明の抜粋を3ページに掲載した。

### ◆ABM保持は不变か

ウラジミール・ヤコブレフ・戦略ミサイ

ル軍総司令官は、プーチン大統領のこの声明が出される数時間前に、米国の国土ミサイル防衛(NMD)を容認するととも受け取れる発言を記者会見で行った。それは、「米国にNMD断念を説得するのはきわめて困難だ」との認識のもとで、「核攻撃手段にミサイル迎撃手段も合わせた、戦略兵器の一定の全般的指標を導入して」、「一方の分野を増やしたいなら、もう一方の分野を削減する」と新たな提案であった(インターファックス通信)。

しかし、この発言だけをとってロシアがNMD容認に動いていると判断するこ

3ページへつづく → ◆

いての考え方の違いを内包しており、核抑止に関する議論の入口を開く可能性が充分にある。その意味で、核軍縮の停滞を突破したいNGOにとって、介入を検討する価値が大きいにある。

## 標的問題

大統領選挙の争点を受けて、10月30日に米議会で成立した2001会計年(2000年10月1日～2001年9月30日)の国防認可法は、国防長官に「改訂・核態勢見直し(R-NPR)」の実行と2001年12月中の報告書の提出を命じた。これで大統領が誰になろうと、新たに核態勢見直しをやらざるをえないことになった。RNPRを命じた国防認可法第1041節の全訳を右欄に掲載する。

この中に見直しの内容に関して、第3項「合衆国の核抑止政策、標的戦略、軍備管理上の目標のあいだの相互関係」が掲げられていることに、とりわけ注目したい。これは、ブッシュ、ゴア両候補が言及していることでもあるが、核態勢の本質に関わる問題である。核兵器の種類や数が、軍備管理の外交交渉の対象となるが、現在の標的政策(核戦争計画)のなかで、どこの国どの施設を核攻撃の標的として設定し、それへの攻撃体制を維持するかの基準を与える政策)が再吟味されない限り、核弾頭の種類と数を減らす交渉が限界に来ているからである。この再吟味は、核抑止論そのものについての議論にかかる。したがって、「核抑止論、標的、軍備管理の三者の関係」を課題にのせたことは、それ自身では正鵠を射ている。

## 危険な側面

しかし、問題は、根本的な核態勢の再見直しによって核軍縮の新段階を作り出すという気運が、米議会にほとんど存在しない中で、今回の決定が行われていることである。同じ国防認可法は、他の部分で「合衆国は、戦略核運搬手段の強固で均衡のとれた三本柱を維持することが国益である」という議会の認識を述べている。三本柱とは、爆撃機、大陸間弾道ミサイル、戦略原子力潜水艦の三つである。このような結論は、RNPRによって導かれるものであって、議会があらかじめ予断することは自己矛盾である。

# 2001会計年度・米国防認可法(抜粋)

## サブタイトルE—戦略戦力 §1041節 核態勢見直しの改訂

### (a) 包括的見直しの要求

合衆国の核抑止に関する中期政策と戦略を明確にするために、国防長官は今後5～10年の合衆国の核態勢の包括的見直しを行わなければならない。見直しは、エネルギー長官と協議のうえ行う。

行するために要求される核兵器複合体。複合体の近代化や変更を含む。

(b) 見直しの要点

(1) 合衆国の軍事戦略、軍事計画、軍事事業における核戦力の役割。

(2) 安全で、信頼でき、信憑性のある核抑止態勢を合衆国が維持するための政策要求と政策目標。

(3) 合衆国の核抑止政策、標的戦略、軍備管理上の目標のあいだの相互関係。

(4) 合衆国の国家戦略や軍事戦略を実行するために要求される核兵器運搬システムの水準と構成。現在のシステムの交替や変更の計画も含む。

(5) 合衆国の国家戦略や軍事戦略を実

### (c) 議会への報告

国防長官は、この節によって行った核態勢見直しの結果に関する報告書を、必要ならば公開扱いと非公開扱いの両方の形で、議会に提出しなければならない。報告書は、2001年12月に提出する予定の4年期国防見直し(QDR)と同時に提出すること。

### (d) 議会の考え方

この節によって行った核態勢見直しは、その後の軍備管理上の目標や交渉上の立場を確立するための基礎として使われるべきであるというのが、議会の考え方である。

さらに危惧されるのは、第1041節の(d)項で明らかのように、見直しの結果によって、大統領府の自由裁量による軍縮イニシャチブを封じようという議会の意図を露わにしていることである。これまでの核軍縮の大きな前進は、大統領のイニシャチブによることが大きかった。RNPRによって保守的な概念整理が行われた場合、米国の核軍縮の将来への悪影響が大きい。

## 詮びた核官僚組織

常識の目で点検したとき、米国の核戦争計画がいかに杜撰で、不統一で、危険なものであるか、数多くのエピソードがある。

1991～94年に米戦略空軍、続いて統合された戦略軍の総司令官を務めたリー・バトラー将軍は、91年に調査したときの衝撃をこう語っている。

「(米国の核戦争計画は)私の人生で調査した文書のなかで、もっとも馬鹿げた、もっとも理屈に合わない、もっとも無責任な唯一の文書であった」(ピースデボの本「検証『核抑止論』」、高文研)。

SIOP(単一統合作戦計画)と呼ばれる核戦争計画に定められていたソ連崩壊

時の約12,500個の標的を、当時のチェイニー国防長官とパウエル統合参謀会議議長が点検した。ワシントン・ポスト紙によると、チェイニー国防長官は「SIOPは核戦争計画などではなく、ごちゃ混ぜの処理データのように見える」と断じた。

新型兵器を入手するごとに、戦略軍はその兵器のための標的を見つけ、SIOPの方程式のつじつまを合わせることを繰り返していた。種類の違う標的を扱うプログラマーは互いに他のプログラマーの仕事を知らなかった。その結果、隣接する工場に、別の核兵器がそれぞれ複数個撃ち込まれる計画があったり、3マイルの破壊力のある多弾頭ミサイルを1マイル離れた地域の標的に別々に設定したり、都市市民を標的にするなど訓令を受けながら、キエフ攻撃用に約40発の核兵器が割り当てられていたりした。

そこには、机上の核戦争計画者と現実世界にいる作戦担当者との、決定的な分離があった。

## 94年の見直しの失敗

1994年の核態勢見直し(NPR)において、当時のアスピン国防長官とカーター国防次官補が着手したときには、核官僚

体制に対して「すべてを白紙にもどした点検」を指示し、新風を吹き込む意欲で臨んだと言われる。しかし、彼らは、官僚体制の錆び付いた「正統主義」を突き動かすことに失敗した。核の聖域は延命した。官僚体制の大きな惰性に打ち勝つのに必要な、大統領の強力なリーダシップが存在しなかったことが、致命的な理由であったと言われている。

SIOPを実際に作成するのは、大尉や少佐の階級の中堅将校である。強力な政治的指導力が貫徹しない場合、かれらは巨大化した組織を構成する諸勢力の利害バランスから、すでに一致している見解の範囲内で、事実を収集し、前もって期待される結論を導くだけの、形式行為を行うことになる。

その結果、94年NPRは、「敵対的ロシアの復活」という敵を発明して、今日「ヘッジ」(防壁)と分類される予備核弾頭を保持することに道を開いた。また、核兵器を「第三世界の大量破壊兵器」に対抗させる兵器として、SIOPの延命と拡大を図った。

改訂・核態勢見直しにおいて危惧されるのは、まさにこの種のことの繰り返しが起こることである。

## 外圧の必要性

プーチン大統領の核弾頭の大幅削減提案(本誌1ページからの別記事)は、RNPRの動向に外からの搖さぶりを加えることになるであろう。ロシア外交には、そのような意図が含まれていると考えられる。

また、NATO諸国や日本など米国の同盟国が、核兵器依存政策の変更や依存度の縮小方向を打ち出したならば、RNPRを好転させることに貢献できるはずである。その意味では、日本政府や日本のNGOの課題も存在する。

もっとも重要なものは、米国内リベラルの力強い圧力をいかに作るかであろう。その戦略は、ブッシュ、ゴアのどちらが大統領になるかによって大きく変わってくる。リー・バトラー元戦略軍司令官、カーター元大統領をはじめ、核軍縮に声を上げている重要人物が、NGOとともにこの問題に関わるというような、大きな動きが生まれることが求められている。それだけに、RNPRへのNGOの関わりをめぐつて慎重な議論が始まっている。

(梅林宏道) ●

## 資料

# ウラジミール・プーチン大統領の声明文・抜粋

11月13日(大統領記者サービスを通じた声明文。イタル・タス通信)

「我々には、戦略的攻撃兵器のさらなる大幅削減の障害となるようなものは見あたらない。我が連邦が、核兵器のレベルを1,500発ずつに急速に削減することをめざしていることを、我々が米国に対して、きわめてトップのレベルでの接触を含めて示唆していることは、知られている通りである。このレベルは、2008年までに完全に達成可能である。しかし、これは限界ではない——我々は、さらなる削減を引き続き考慮することを、よろこんで行う。」

「我々は、米上院が、ロシア連邦議会が示した手本にならって、START IIおよび対ミサイルの協定の批准を完成させることを望んでいる。しかし今もっとも重要なのは、ロシアと米国が、核弾頭の上限を急速に下げるための、共同の、ないし並行的なと

り組みを、順調に進めていくことに着手すべきだということである。この目標は、1972年のABM条約の保持と強化と一緒に達成されるべきである。この30年間で、世界情勢は非常に大きく変わったと言われている。——新しいミサイルの脅威が今や存在し、それゆえにABM条約は調整を必要としている。情勢は確かに変わったが、ABM(条約)を骨抜きにして、現存する戦略的安定のシステムを崩すことが許されるほどには変わってはいない。ミサイルとミサイル技術の拡散に反対する行動は、ABM条約の範囲を越えることなく、とることができる。ミサイルに関する米国と朝鮮民主主義人民共和国との集中的な対話は、このことの明確な例だ。」

◆ ← 1ページ右下からつづく  
とはできない。

第一にプーチン声明では、ABM条約の保持と、新たなミサイルの脅威に対しては政治的対話で対処可能と明確に述べられている。

第二に、ユーリ・カプラロフ・外務省北米局高官は翌11月14日、「ロシアはABM条約についての立場を緩めてはいない」と述べ、「我々は(戦略兵器削減の)行程を実施し続けるが、一方で何らかの盾(NMD)が作られるのであれば、削減を継続することはできない」とも述べている。同氏は、ヤコブレフ司令官は個人的見解を述べたもので、プーチン大統領だけが政策決定権を持っていると強調した。

第三に、当のヤコブレフ司令官自身が、12月5日、ロシアはNMD配備を容認するよう軟化しているわけではないとし、米国がNMDを配備するならロシアは核兵器よりもより破壊的な「新型兵器」を作る方向へ走る可能性があることを示唆した。

## ◆トポルM配備

米国の戦略兵器削減交渉(START)過程では、多弾頭ミサイルの単弾頭ミサイルへの転換が義務づけられた。この流れの中で、ロシアが新規生産を続け配備してきた単弾頭ICBM(大陸間弾道ミサイル)トポルMが、12月に新たな形で

配備されることになった。ヤコブレフ司令官は、12月2日、同ミサイルの12月の配備は「10のミサイルで一つのシステムを構成する通常のものではなく、6つのミサイルで構成される」という「削減された形態」のものであると述べた。同司令官は削減型の形態にする理由については述べなかった。司令官は同時に、この約1年間を振り返って、「この一年に、6回のICBM訓練発射をし、30回以上の宇宙ロケットの発射をし、43の人工衛星を軌道に乗せた」と述べた。司令官はこれらの過程で失敗がなかったことを語り、こうした発言は総合して、戦略ミサイル軍の活動が活発であることを強調した。

## ◆米の態勢見直しへの攻勢

ロシア大統領の核削減攻勢は、主にミサイル維持が困難という経済的理由から出ていると見られているが、これが2001年の米国核態勢見直し(1ページからの別記事参照)へどのような影響を与えるかが注目される。

市民がこの動向に注目するときには、ロシアが米国との「戦略的安定」、すなはちパワー・バランスの維持という教義に依拠していること、そして、これに対してスウェーデン(本誌127号)やニュージーランドといった新アジェンダ諸国がこのような冷戦時代の教義に疑問を投げかけていることに留意しておきたい。

(川崎哲) ●

# NPT合意が国連で強固に

国連総会第一委員会で採択された一連の核軍縮関連決議（本誌127号参照）は、11月20日、本会議で採択された。投票結果はほぼ委員会での投票行動の踏襲であったと言ってよい。一連の核軍縮決議の中でも、4~5月のNPT（核不拡散条約）再検討会議で合意された将

來の核軍縮措置を中心に据えた新アジェンダ（NA）決議（下）と、日本決議（6ページ）について全文を掲載した。（新アジェンダ決議（総会決議番号55/33C）については、第一委員会における改訂版と同文であると思われるが、本誌編集時点では最終確認がとれていないので、委員会改訂版を掲

載した。）投票結果を7ページに紹介する。

2つの決議とも核兵器国賛成を含む圧倒的賛成多数で採択されていることから、NPT会議で合意された事項が国連の総意として強固な地位を得たと言える。米、英は両決議に賛成した。中国はNA決議に賛成、日本決議に棄権した。ロ、仏は両決議に棄権した。

2つの決議には、NAが、核抑止論を否定し、究極的に条約体系を設けて核兵器を廃絶しようとしているのに対して、日本は、核抑止論に依存しながらも核兵器国による明確な約束を考慮に入れ、

核兵器のない世界を達成するための行動の必要性を強調し、

核不拡散条約第6条、および、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題する1995年の決定の第3節と第4節（c）を履行するための体系的かつ前進的な努力に向けた、実際的な諸措置を追求することを決意し、

（主文）

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性について合意する。

2. CTBTが発効するまで、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止を維持することを要求する。

3. 軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性について合意する。軍縮会議は、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を同時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

4. 軍縮会議において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性について合意する。軍縮会議は、こののような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

5. 核軍縮、核およびその他関連の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆

A/C.1/55/L.4/Rev.1  
2000年10月27日

## 核兵器のない世界へ： 新しいアジェンダの必要性

総会は、  
(前文)

1998年12月4日の総会決議53/77Yおよび1999年12月1日の総会決議54/54Gを想起し、

核兵器が使用されうるという可能性によって人類にもたらされ続けている危険性に深い懸念を表明し、

1996年7月8日にハーグで出された、「核兵器の威嚇または使用の合法性」と題する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見に留意し、

3カ国が、保障措置の下にない核施設を運転して続けており、核不拡散条約（NPT）に加盟していないことにも留意するとともに、これらの3カ国が、核兵器の選択肢を引き続き保持していることを憂慮し、

核兵器の選択肢を放棄していない国々のうちの2カ国が1998年に開催された核爆発実験は、どのような意味においても、核兵器国地位、または、なんらの特別な地位を与えるものではないことを宣言し、

二国間の、および一方的な兵器削減が行われてきたにもかかわらず、配備されており、または貯蔵されている核兵器の全体の数は、いまだに何千にも上ることに留意し、核軍縮に向けた措置として、戦略兵器削減条約（START）過程の下で一方的に、または二国間で行われた核兵器削減で、重要な前進が成し遂げられたことを歓迎し、

ロシア連邦の「戦略攻撃兵器の一層の削減および制限に関する条約」（START II）

批准を、戦略攻撃兵器削減の努力の重要な一步として歓迎するとともに、アメリカ合衆国によるSTART II批准の完成が優先事項として残っていることに留意し、

核兵器削減交渉が順調に進んでいないことを憂慮し、

核兵器関連施設の閉鎖と撤去を含む、他の核兵器国がとってきた重要な一方的削減措置をさらに歓迎し、

いくつかの国々が、軍事目的から余剰と宣言された核分裂物質の検証、管理および処分に関する発議を通じて、核軍縮措置をとりわけ不可逆的なものにすることに協力している努力を歓迎し、

自国の核兵器のどれもがいかなる国をも狙っていないとの、核兵器国による宣言に留意し、

すべての国が、核不拡散条約の下での自国の義務をしっかりと遵守することの必要性を強調し、

国家および政府の元首たちが、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の廃棄に向けて努力することを決意するとともに、核の危険を除去する方法について協議する国際会議を招集する可能性も含めて、その目的を達成するためのすべての選択肢を開拓することを決意している、国連ミレニアム宣言に留意し、

核不拡散条約締約国第6回再検討会議の最終文書を歓迎し、

核不拡散条約締約国第6回再検討会議の最終文書の中にある、すべての核不拡散

幅削減が可能でありそれが核兵器完全廃棄への道筋である、とする根本的相違があることは127号で詳述した。

## ■NPT外の4カ国

NA決議については、「NPT再検討会議の最終文書を歓迎する」との節と「NPT締約国である非核国に核不使用の拘束力ある約束をする」との節についてそれぞれ部分投票が行われ、NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエル、キューバが反対ないし棄権の独自行動をとった。その行動は、第一委員会と同

じである(127号参照)。

## ■技術移転に留保した途上国

日本決議は、従来どおり不拡散措置への力点をも強い。物資・技術移転を規制すべきうたつた日本決議の主文8について部分投票が行われ、エジプト(NAの一員)とパキスタンが反対、アルジェリア、キューバ、インド、インドネシア、iran、レバノン、モナコ、スードン、シリア、アラブ首長国連邦の10カ国が棄権した。

## ■NPT合意の履行が焦点に

性の原則を要求する。

6. 対弾道ミサイルシステム制限条約を、戦略的安定の基礎として、また、戦略攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、START IIを早期に発効させ完全に履行し、START IIIを可能な限り早期に妥結することを要求する。
7. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行を要求する。
8. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとることを要求する:
  - (a) 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。
  - (b) 核兵器能力について、また、核不拡散条約第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。
  - (c) 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。
  - (d) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。
  - (e) 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。
  - (f) すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。
9. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の

下に置くという制度、および、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、そのような物質を平和目的に移譲するという制度を要求する。

10. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際管理の下での全面かつ完全な軍縮であることを再確認する。
11. 強化された核不拡散条約再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、核不拡散条約第6条、および、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題する1995年の決定の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を行うことを要求する。
12. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するためには必要な、検証能力のさらなる発展を追求することに合意する。
13. 核不拡散条約にいまだ加盟していないすべての国に対して、とりわけ、保障措置の下にない核施設を運転している国々に対して、同条約に非核兵器国として、迅速にかつ無条件に加盟することを要求する。そして、これらの国々に対して、求められている包括的な保障措置協定を、「国(々)と国際原子力機関との保障措置適用のための(諸)協定へのモデル追加議定書」(原注:国際原子力機関、INFCIR/540(訂正))と矛盾しない追加議定書とともに、発効にいたらしめ、核兵器の開発または配備を追求するよういかなる政策をも明確にかつ緊急に転換させ、そして、地域的および国際的な平和と安全保障、および、核軍縮と核兵器の拡散防止に向けた国際社会の努力を損なうよういかなる行動をもとらないことを要求する。
14. いまだそうしていない国々に対して、国際原子力機関との全面的保障措置協定を締結し、1997年5月15日にIAEA理

NPT合意である13項目の将来の軍縮措置(本誌116号)のうち、NAと日本では強調の置き方が違うが、「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」を取り上げているところでは両者は一致している。この点は論理的には日本の「核の傘」政策の見直しを要求しており、次の2005年再検討会議(最初の準備委員会は2002年の春に開催される)までに日本が自国の方針についてどのような変更を行うかに、日本の市民は最大の注目と監視を集中させるべきである。(川崎哲)❶

事会が承認したモデル議定書に基づいて、それら保障措置協定への追加議定書を締結することを要求する。

15. すべての核物質の効果的な物理的防護の至上の重要性に留意し、すべての国に対して、核物質の保安と物理的防護の可能な限り高い水準を維持することを要求する。
16. 核不拡散条約締約国第6回再検討会議が、5つの核兵器国による、同条約締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証が、核不拡散体制を強化することに合意したこと留意する。そして、同会議準備委員会が、2005年の再検討会議に向けて、この問題について勧告を行うよう要求されていることに留意する。
17. 関係する地域の国々の間で自由に達成されたとり決めに基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することは、世界的および地域的平和と安全保障を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的を実現することに貢献するとの確信を再確認する。そして、中東や南アジアといった、非核地帯が存在しない地域に非核地帯を設立するための提案を支持する。
18. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的に多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強しあう一連の条約体系を含む枠組みによる、下支えを必要とすることを確認する。
19. 総会決議54/54Gの履行に関する事務総長の報告書(原注:A/55/217)を承認し、事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求める。
20. 第56総会の暫定議題に、「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダ(課題)の必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。(訳:川崎哲)

# 核兵器完全廃棄への道程

総会は、

1994年12月15日総会決議49/75H、1995年12月12日50/70C、1996年12月10日51/45G、1997年12月9日52/38K、1998年12月4日53/77U、1999年12月1日54/54Dを想起し、

国際的平和と安全保障の強化と核軍縮の促進は、相互に互いを補完し強化することを認識し、

核不拡散条約(NPT)が、核不拡散の国際的体制の要として、また、核軍縮の追求のための本質的な基盤として、きわめて重要であることを再確認し、

核兵器国が、一方的に、また、核兵器国間の交渉を通じて行ってきた、核兵器削減の前進を想起するとともに、国際社会による核軍縮と核不拡散への努力を想起し、

核軍縮における一層の前進が、国際的平和と安全保障を保証しつつ、核不拡散の国際的体制を強固にすることに貢献するとの確信をも再確認し、

核兵器不拡散の世界的体制を強化しようとする国際的努力への挑戦を投げかけている、最近の核実験、および、地域的状況を心に留め、

核不拡散と核軍縮に関する東京フォーラムの報告書に、同報告書に関する加盟国のさまざまな見解を心に留めつつ、注目し、

2000年NPT再検討会議が、とりわけ、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮に導くよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束を含む、最終文書を成功裡に採択したことを歓迎し、

1. NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認し、NPT未加盟国に対して、非核兵器国として、遅滞なく、無条件に加盟することを要求する。

2. すべてのNPT締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性をも再確認する。

3. NPT第6条と、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第3節および第4節(c)を履行するための、体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的諸措置をとることの中心的重要性を強調する。

(a) すべての国が、特に、条約発効のために批准が必要とされている国が、包括的核実験禁止条約(CTBT)を、203年より前の早期に条約が発効するとの見通しを持って、早期に署名し批准

すること。同時に、条約発効までの、核兵器の爆発実験またはその他の核爆発の一時停止。

(b) 軍縮会議(CD)における、1995年の専門コーディネーターの声明およびそこに含まれる任務に従った、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮に入れた、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器またはその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する条約の交渉の即時開始と、2005年より前の可能な限り早期の妥結。および、条約発効までの、核兵器用の核分裂物質生産の一時停止。

(c) 軍縮会議において、核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関を、作業プログラム確立の文脈の中で、設置すること。

(d) 核軍縮、核およびその他の関連する軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則の採用。

(e) ABM条約を、戦略的安定の要として、また、戦略的攻撃兵器の一層の削減の基礎として、条約の規定に従って、維持し強化しながら、「戦略的攻撃兵器の一層の削減と制限に関する条約」(START II)を早期に発効させ完全に履行し、可能な限り早期にSTART IIIを妥結させること。

(f) 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないと原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること。:

(i) すべての核兵器国による、一方的な、または核兵器国間の交渉を通じた、保有核兵器削減継続のさらなる努力。

(ii) 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

(iii) 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

(iv) 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

(v) 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

(vi) すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

4. 核兵器のない世界を実現することは、以下を含む、核兵器国によるさらなる諸措置を必要とすることをも認識する。:

(a) START IIIを越えての核軍縮過程の継続。

(b) 核兵器廃棄への作業過程において、すべての核兵器国が、一方的にまたは核兵器国間の交渉を通じて、核兵器をさらに大幅削減すること。

5. 核兵器国が、核軍縮に向けた前進または努力について、国連加盟国に対して滞りなく情報を提供していくことを促す。

6. 現在進行中の核兵器解体の努力を歓迎し、結果として生じる核分裂物質の安全で効果的な管理の重要性に留意し、軍事目的からもはや必要でないと各核兵器国が認めた核分裂物質を、実際的な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くような、すべての核兵器国による協定を要求し、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれるなどを保証するような、そのような物質の平和目的への移譲の協定を要求する。

7. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮諸協定の遵守を保証するために必要となるような、IAEAの保障措置を含む、検証能力のさらなる発展の重要性を強調する。

8. すべての国に対して、核兵器やその他の大量破壊兵器の拡散につながるような装備、物質または技術を移転しないという政策を、必要があれば、確認し強化しながら、核兵器やその他の大量破壊兵器およびそれらの運搬手段の拡散を防止する努力を倍増することを要求する。

9. すべての国に対して、大量破壊兵器の拡散につながりうるすべての物質の、保安、安全な保護、効果的な管理、および物理的な防護の、可能な限り高い水準を維持することを要求する。

10. 核不拡散の強化という観点からIAEAモデル議定書(原注:国際原子力機関、INFCIR/540(訂正))の重要性を強調し、まだしていないすべての国に対して、可能な限り早期にIAEAと追加議定書を締結することを奨励する。

11. IAEA総会において、保障措置協定と追加議定書の締結と早期発効を促進し助長する行動計画の要素を含んだ、決議GC(44)/RES/19が採択されたことを歓迎し、この決議の早期および完全な履行を要求する。

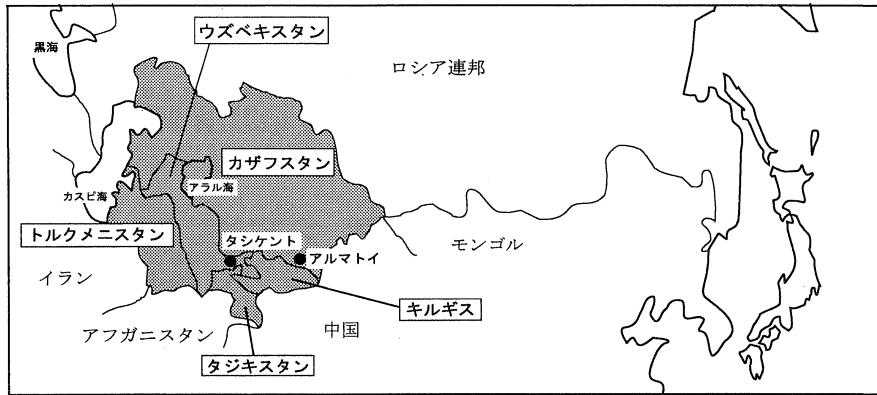
12. 核不拡散と核軍縮の促進における、市民社会の建設的な役割を奨励する。

(訳:川崎哲)

# 中央アジア非核地帯 樂観論、消える

11月20日の国連総会で、97年以来続いている「中央アジア非核地帯」を支持する決議は、従来通りウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、トルクメニスタン、タジキスタンの5カ国が提案し、投票なしで採択された。

しかし、ひところ条約妥結も近いと楽観視されていた状況は、厳しいものに変わっている。9月初めにウプサラ(スウェーデン)で開催された非核地帯に関する国際会議(本誌123号)で、中央アジア非核地帯の推進に貢献してきたシンクタンク「モントレー国際問題研究所」のスコット・パリッシュは、その報告のなかで「近い



将来に設置される可能性は少ない」と明言した。

主要な障害は2点あるとされる。一つは、核兵器の輸送のための地帯内一時通過を容認すべきだとするカザフスタンを筆頭とするロシアの意を体した対口協調派と、それでは一時通過と称して陸上配備が続く抜け道を作る、既存の他の非

核地帯条約より後退した条約になる、と反発するトルクメニスタンを筆頭とする対口独立派が対立している。

もう一つは、地域に存在する既存の条約（とくに92年のタシケント集団安全保障条約）との優先順位を巡る対立である。ここでもタシケント条約に加盟しているカザフスタン、キルギス、タジキスタンなどロ

# 国連総会本会議での投票結果

(日本決議案)  
(新アジェンダ決議案)

編集部注:全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた(記事参照)。

y=贊成  
n=反對  
a=棄權  
- = 欠席

国名	種類	国名	種類	国名	種類	国名	種類	国名	種類
アフガニスタン	— —	コモロ	— —	ホンジュラス	— y	モロッコ	y y	シンガポール	y y
アルバニア	y y	コンゴ	— —	ハンガリー	y y	モザンビーク	y y	スロバキア	y y
アルジェリア	y y	コスタリカ	y y	アイスランド	y y	ミャンマー	y a	スロベニア	y y
アンドラ	y y	コートジボアール	y y	インド	n n	ナミビア	y y	ソロモン諸島	y y
アンゴラ	y y	クロアチア	y y	インドネシア	y y	ナウル	y y	南アフリカ	y y
アンティグア・バーブーダ	y y	キューバ	y a	イラン	y y	ネパール	y y	スペイン	y y
アルゼンチン	y y	キプロス	y y	アイルランド	y y	オランダ	y y	スリランカ	y y
アルメニア	y y	チェコ	y y	イスラエル	n a	ニュージーランド	y y	スーダン	y y
オーストラリア	y y	朝鮮民主主義人民共和国	— a	イタリア	y y	ニカラグア	y y	スリナム	y y
オーストリア	y y	コンゴ民主共和国	— —	ジャマイカ	y y	ナイジeria	y y	スワジランド	y y
アゼルバイジャン	y y	デンマーク	y y	日本	y y	ノルウェー	y y	スウェーデン	y y
バハマ	y y	ジブチ	y y	ヨルダン	y y	オマーン	y y	シリア	y y
バーレーン	y y	ドミニカ	— —	カザフスタン	y y	パキスタン	n a	タジキスタン	a y
バングラデシュ	y y	ドミニカ共和国	y y	ケニア	y y	パラオ	— —	タイ	y y
バルバドス	y y	エクアドル	y y	キリバス	— —	パナマ	y y	旧ユーゴ・マケドニア	y y
ベラルーシ	y y	エジプト	y a	クウェート	y y	パプアニューギニア	y y	トーゴ	y y
ベルギー	y y	エルサルバドル	y y	キルギス	a y	バラグアイ	y y	トンガ	y y
ベリーズ	y y	赤道ギニア	y y	ラオス	y y	ペルー	y y	トリニダードトバゴ	y y
ベニン	y y	エリトリア	y y	ラトビア	y y	フィリピン	y y	チュニジア	y y
ブータン	a a	エストニア	y y	レバノン	y y	ポーランド	y y	トルコ	y y
ボリビア	y y	エチオピア	y y	レソト	y y	ポルトガル	y y	トルクメニスタン	— y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y y	ミクロネシア連邦	y y	リビア	y y	カタール	y y	ツバル	— —
ボツワナ	y y	フィジー	y y	リヒテンシュタイン	y y	韓国	y y	ウガンダ	y y
ブラジル	y y	フィンランド	y y	リトアニア	y y	モルドバ	y y	ウクライナ	y y
ブルネイ	y y	フランス	a a	ルクセンブルグ	y y	ルーマニア	y y	アラブ首長国連邦	y y
ブルガリア	y y	ガボン	y y	マダガスカル	y y	ロシア	a a	連合王国	y y
ブルキナファソ	y y	ガンビア	y y	マラウイ	y y	ルワンダ	— —	タンザニア	y y
ブルンジ	y y	グルジア	y y	マレーシア	y y	セントクリストファー・ネビス	— y	アメリカ合衆国	y y
カンボジア	y y	ドイツ	y y	モルディブ	y y	セントルシア	y y	ウルグアイ	y y
カメルーン	y y	ガーナ	y y	マリ	y y	セントビンセント・グレナディーン	y y	ウズベキスタン	a y
カナダ	y y	ギリシャ	y y	マルタ	y y	サモア	y y	バヌアツ	y y
カーボベルデ	y y	グレナダ	y y	マーシャル諸島	y y	サンマリノ	y y	ベネズエラ	y y
チャド	— —	グアテマラ	y y	モーリシャス	a a	サントメ・プリンシペ	— —	ベトナム	y y
チリ	y y	ギニア	y y	メキシコ	y y	サウジアラビア	y y	イエメン	y —
中華人民共和国	y a	ガイアナ	y y	モナコ	a a	セネガル	y y	ユゴーズラビア	— —
コロンビア	y y	ハイチ	y y	モンゴル	y y	シエラレオネ	y y	ザンビア	y y
								ジンバブエ	y y

シアへの依存国とそれ以外との非和解的な対立が続いている。

日本政府は、中央アジア非核地帯を推進するため、1999年10月と2000年4月に、札幌市で条約草案作成会議を国連が開催することに財政支援をした。しかし、トルクメニスタンは両会議に欠席、対立事項について打開の見通しのない開催は無意味だと見解を述べた。

NATOのユーゴ空爆でロシアが戦術核依存を強めたことが、中央アジアにおける核兵器輸送問題を重要問題に押し上げた背景となっている。(梅林宏道)〔〕

## お断り

第127号で「日本は自国と新アジェンダ以外の核軍縮案には棄権」と述べました。しかし、日本は核軍縮の中間措置に関する重要な決議には賛成もしています。(決議名/決議番号/投票結果(賛成-反対-棄権:本会議、11月20日。)

- 「非核兵器国に対する核不使用を保証する効果的な国際協定の締結」55/31(111-0-54)
- 「南半球非核地帯」55/33I(159-4-5)
- 「中東における核拡散の危険」55/36(157-3-8)
- 「包括的核実験禁止条約」55/41(161-0-6)

## 国会レポート

第150回臨時国会  
衆議院・参議院(2000.11.12~12.2)

(作成:佐藤毅彦)

国会図書館のホームページですべての会議録を閲覧できます。安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。

<http://www.ndl.go.jp/>

※質問主意書のうち、前回答弁書未確認だったものについては、引き続き掲載しました。\*印がついているものは12月13日現在答弁書未確認です。

### <衆議院>

11月14日(火)安全保障委  
11月15日(水)沖縄及び北方問題特別委  
11月16日(木)安全保障委/政治倫理確立・公職選挙法改正特別委  
11月17日(金)本会議/文教委/厚生委/商工委  
11月20日(月)予算委  
11月22日(水)公職選挙法改正特別委  
11月28日(火)商工委/環境委  
11月29日(水)公職選挙法改正特別委  
◎質問主意書

●金田誠一(民主)「官吏服務規律」(平成12年10月2日提出;質問第5号)\*、「防衛庁の秘密保全体制」(平成12年10月11日提出;同年11月17日答弁;質問第10号)/「防衛庁における部内資料」(平成12年10月16日提出;質問第14号)\*、「自衛隊における私的サークル」(平成12年10月16日提出;同年11月24日答弁;質問第15号)/「内閣官房報償費」(平成12年11月8日提出;質問第26号)\*、「秘密漏洩の構成要件」(平成12年11月8日提出;同年12月1日答弁;質問第27号)/「日英首脳会談」(平成12年11月10日提出;質問第28号)\*、「周辺事態における我が国と国際法の関係」(平成12年11月16日提出;質問第32号)\*、「マンスフィールド研修と秘密保全」(平成12年11月16日提出;質問第33号)\*、「外務省秘密文書の漏洩問題」(平成12年11月16日提出;質問第35号)\*

●遠藤和良(公明)「沖縄県島尻郡小禄村字大嶽の土地(旧日本海軍那覇飛行場用地・現那覇空港の一部)所有権回復」(平成12年10月5日提出;同年11月21日答弁;質問第8号)

●安住淳(民主)「森喜朗内閣総理大臣が朝鮮民

## 日誌

2000.11.21~12.5

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

EU=ヨーロッパ連合/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構

- 11月21日 中国外務省、大量破壊兵器拡散防止についての談話を発表し、核搭載可能な弾道ミサイル開発支援をする考えのないことを表明。
- 11月24日 口副首相(武器輸出担当)、対イラン武器輸出契約交渉開始の意向を正式表明。米には対イラン武器輸出合意破棄を通告。
- 11月26日 北朝鮮労働党機関紙、KEDOプロセスの軽水炉発電所建設の遅れについて米国を批判。
- 11月30日 米ノースダコタ州マイノット空軍基地内の核ミサイル支援施設で火災発生。宿舎地下のミサイル制御センターには損傷なし。
- 12月2日 政府、EUに対して対KEDO拠出の大幅増額を要求する方針を固める。
- 12月2日 口大統領、国防省内に兵器輸出の統括機関「対外軍事技術協力委員会」創設の大統領令に署名。兵器輸出増大へ。

## 沖縄

- 11月22日 県が米軍普天間飛行場の移設先をキャンプ・シュワブ水域内の名護市辺野古沿岸に決定してから1年を迎えた。
- 11月29日 「代替施設協議会」第4回会合。民間に騒音を及ぼさない滑走路が、辺野古地区の中心部から最短で約11キロの位置との説明。
- 11月30日 米軍と沖縄市の関係者が夜、米兵の出入りする沖縄市内繁華街を合同で巡視。
- 12月2日 防衛施設庁、普天間移設先の辺野古沿岸域内のキャンプ・シュワブ沖の藻場で、潜水によるジュゴンの食み跡の目視調査を開始。
- 12月4日 防衛施設庁、名護市辺野古沿岸域でサンゴと藻場の補足調査を12月中旬から開始すると発表。

## ピースデボの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

### 宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・(定):会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

性等書」(平成12年11月28日提出;質問第14号)\*、「朝鮮人労務者等の未払金供託」(平成12年11月29日提出;質問第16号)\*

●小泉親司●畠野君枝(共産)「神奈川県内の米軍基地・施設における遊休部分の返還」(平成12年11月30日提出;質問第20号)\*

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデボ)、川崎哲(ピースデボ)、青柳絢子、佐澤梨恵、佐藤毅彦、津留佐和子、松永勝利、村上由美、山下みほこ、吉澤庸子、梅林宏道